

市川市パートナーシップ届出書

市川市長

私たちは、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第3条第1項に基づき、パートナーシップの関係にあることを届け出ます。

届出日 年 月 日

パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。

届出者		
(ふりがな) 氏名(自署)	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※1
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
連絡先	電話番号 ()	()
	メールアドレス	
通称名使用の場合 戸籍上の氏名※2		

(備考)

※1 窓口に来た方は□にチェックを入れてください。

※2 外国人等にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する旅券又は在留カードに記載されている氏名を記載してください。この届出書に通称名が使用されたときは、市川市パートナーシップ届出受理証明書及び市川市パートナーシップ届出受理証明カードには、当該通称名に加え、戸籍に記載されている氏名（外国人等にあつては、出入国管理及び難民認定法に規定する旅券又は在留カードに記載されている氏名とする。）を記載します。

(注意)

来所した方がパートナーシップの関係にある方のうち的一方のみであるときは、市長は、当該届出について受理をした後、遅滞なく、当該パートナーシップの関係にある他方の方に対し、当該届出を受理したことを通知します。

※裏面の確認事項も記入ください。

(裏)

届出に当たり、次に掲げる事項を確認しました。

(必ずお二人で確認してください。)

確認事項 (該当事項に「✓」をつける)		
パートナーシップの関係について		
	パートナーシップの関係にあること。	
第2条 第1号	パートナーシップ：互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。	<input type="checkbox"/>
第3条 第2項 第1号	届出を行う日において双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
第2号	ア 双方又は一方が市内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/>
	いずれも 市外在住 の場合	イ 双方又は一方が市内に転入を予定していること。※3 転入予定先 市川市 転入予定日 年 月 日
第3号	双方とも配偶者がいないこと。	<input type="checkbox"/>
第4号	双方とも相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
第5号	双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>

都市間連携に関する事項について		
転入時	市川市へ転入前に、協定締結都市より協定締結都市受理証明書等の交付を受けている。 (交付を受けている自治体名：) 都市間連携による手続きを希望するとともに、転入前の協定締結都市に届出受理証明書等の交付の事実及び本届出書の内容、その他都市間連携の手続きに必要な提出書類の内容を通知することに同意する。	<input type="checkbox"/>
転出時	協定締結都市へ転出した際に、当該協定締結都市において都市間連携による手続きにより協定締結都市受理証明書等の交付を希望された場合、当該協定締結都市からの問合せに対し本市に届出をしている事実及びその他手続きに必要な事項を通知することに同意する。	<input type="checkbox"/>
上記都市間連携に関する事項に同意します。		
届出者氏名 (自署)		届出者氏名 (自署)

(備考)

※3 届出者のいずれもが市内に住所を有していない場合であって、そのいずれも又はいずれかが市内に転入を予定しているときは、届出受理証明書及び届出受理証明カードに代えて、市川市パートナーシップ転入予定受付票（様式第9号）を交付するものとします。転入予定受付票を交付された方は、転入をした日から14日以内に、当該転入をした方に係る住民票の写しを添えて、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ転入完了申出書（様式第11号）を提出してください。